



京都大学大学院教育学研究科 教育実践コラボレーション・センターE.FORUM

「『生きる』教育」プロジェクト

単元「子どもの権利条約って知ってる？」指導案

※以下でご提案しているのは、一つの例です。先生方の目標や子どもたちの実態に合わせて、適宜、アレンジして実践していただければ幸いです。

※[]内の数字は、ウェブサイトに掲載しているファイルのナンバリングを示しています。

教科等	総合的な学習の時間など	学校段階・学年	小学校・3年生以上
単元名	子どもの権利条約って知ってる？——今の自分と向き合う		
単元の時間数	全 4 H		
単元目標			
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約の学習をとおして、幸福に生きて成長するために家族や教育などが保障されること、心身を守られること、社会に参加できることを知る。 ・すべての人が生まれたときから有している権利は幸福な生活を営むために不可欠であり、守られなければならないことを理解する。 ・自分たちの身の回りにも守られている権利、守られていない権利があることに気がつき、自他の権利を守るための行動を起こせるようになる。また、権利の学習を通して自分の大切にしたいものについて理解を深める。 			
単元の指導の流れ			
時数	教師による指導	子どもの活動、反応例	教材・教具など
1時	<p>①「権利」という言葉について学ぶ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利の意味と目的を確認する。 ・子どもの権利条約が採択されるまでの歴史について説明する。 <p>②子どもの権利条約で定められた子どもの権利について知る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約の40条を紹介する（時間が不足するなら、一部でも可）。 ・難民、先住民・少数民族、児童労働、子ども兵士について説明し、現在の世界においても子どもの権利が守られていない場合があることを説明する。 <p>③子どもの権利が守られていない場面を知る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本でも子どもの権利が守られていない場面（例：いじめ）があることを説明する。 ・子どもの権利の重要性を強調し、次回以降、さらに深く学んでいくことを伝える。 	<p>権利という言葉の意味について話し合う。</p> <p>子どもの権利条約ハンドブックとプリントに記名する。</p> <p>プリントの1番に取り組む。</p> <p>子どもの権利が、自分たちにとっても重要なものだということを知る。</p> <p>プリントの2番に書き込む。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・授業用スライド[1-1] ・子どもの権利条約ハンドブック[0-1] ・授業用プリント[1-2]

<p>2時</p>	<p><u>①子どもの権利条約の4つのグループについて知る</u></p> <p>・子どもの権利条約の4つのグループ(生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利)について説明。ただし、これはかつて採用されていた分類であり、機械的に4つに分類できるものではないという点に留意が必要(本指導案最終ページ掲載の<参考>参照)。</p> <p><u>②40条分のグループ分け活動</u></p> <p>・子どもの権利条約40条分を4つにグループ分けさせる班活動を行う。このとき、明確な正解はないことを確認する。</p> <p><u>③クラス全体での確認</u></p> <p>・各条文をどのグループに入れるか1つ1つ児童の意見を確認する。</p> <p>・児童の意見を聞きながら黒板に条文シートを貼り付けていき、4つに分類する。</p>	<p>括弧に入る言葉を考えながら、子どもの権利条約の区分について知る。</p> <p>プリントの1番に記入する。</p> <p>3~5人程度のグループに分かれて、条文を読み、グループ分けする。</p> <p>自分たちの班の分け方を挙手なしで言う。</p> <p>プリントの2番に記入する。</p>	<p>・授業用スライド[2-1]</p> <p>・授業用プリント[2-2]</p> <p>・子どもの権利条約ハンドブック [0-1]</p> <p>・分類ワーク用の色画用紙 ([2-3]を貼ったもの) (各班に1セット)</p> <p>・40条ミニカード[2-4] (各班に1セット)</p> <p>・権利の分類カテゴリー (板書用) [2-3]</p> <p>・条文シート(小) [0-2]</p>
<p>3時</p>	<p><u>①活動の提示</u></p> <p>・自分にとって大切だと思う権利を考えるため、ランキングをつくることを知らせる。</p> <p><u>②自分のランキングづくり</u></p> <p>・10個の権利はどれも不可欠な権利であるという前提を確認する。</p> <p>・個人ワークでランキングをつくらせる。</p> <p><u>③班でのランキングづくり</u></p> <p>・班でランキングをつくるよう求める。</p> <p>・各班で理由を話し合う中で1位の権利を決めさせ、理由を書かせる。</p> <p><u>④全体での発表</u></p> <p>・グループごとに1位の権利と選んだ理由を発表させる。</p>	<p>活動の見通しをもつ。</p> <p>授業用プリントに自分のランキングを書き込む。</p> <p>順番に意見を出し合い、同級生との価値観の違いを知り、班で1位の権利を決定する。</p> <p>班の意見を発表する。</p>	<p>・授業用スライド[3-1]</p> <p>・ランキング用ワークシート (個人) [3-2]</p> <p>・ランキング用ワークシート (班) [3-3]</p> <p>・条文カード(ランキング用) [3-4] (各班に10枚1セット)</p> <p>・のり(セロハンテープも可)</p>

<p>4 時</p> <p><u>①導入</u></p> <p>・子どもの権利が自分たちにとって大切なものであること、その権利が必ずしも守られていない場合があることを確認する。</p> <p><u>②事例検討1・2(世界編)</u></p> <p>・クラス全体で事例1、事例2を子どもたちとともに検討し、権利の守られていない部分に赤線を付ける。また、何条の権利が守られていないかを確認する。</p> <p><u>③事例検討3～6(日本編)</u></p> <p>・各班で4つの事例を検討し、権利の守られていない場面を見つけさせ、第何条に反しているかを事例シート(説明文)に書き込ませる。</p> <p>・1班につき4つの事例を扱うのが難しい場合は、1班につき1～2個の事例を割り当てる。</p> <p><u>④全体での共有</u></p> <p>・各事例について班に発表させ、守られていない権利について全体で考えさせる。このとき、どの権利が守られていないかわかりやすいように、条文シート(小)を黒板に貼り付けていく。</p> <p><u>⑤まとめ</u></p> <p>自他の権利が守られていない場合にどのような行動をすれば良いか教える。決して1人で悩まないことが大切であることを理解させる。</p>	<p>今回の授業のテーマを理解する。</p> <p>事例1、事例2において守られていない権利を、ハンドブックを利用して考える。</p> <p>事例集の権利の守られていない部分に下線を引き、第何条が守られていないかを書き込む。このとき、必ず子どもの権利条約ハンドブックを参照する。</p> <p>各事例について発表する。</p> <p>権利が守られていない場合にどのような行動をすればよいか学ぶ。授業プリントに記入する。</p>	<p>・授業用スライド[4-1]</p> <p>・子どもの権利条約ハンドブック[0-1]</p> <p>・マーカーペン</p> <p>・守られていない権利の事例シート1・2[4-3] (写真、板書用)</p> <p>・守られていない権利の事例シート1・2[4-4] (説明文、板書用)</p> <p>・守られていない権利の事例シート1～6[4-3] (説明文、各班に1セット)</p> <p>・守られていない権利の事例シート3～6[4-3] (イラスト、板書用)</p> <p>・守られていない権利の事例シート3～6[4-4] (説明文、板書用)</p> <p>・条文シート(小)[0-2]</p> <p>・授業プリント[4-2]</p>
留意点		
<p>・条文シート(大)[0-2]をどこかに掲示することなどを通して、子どもの権利条約が日常的に子どもたちの目に入るようにするとより効果的。</p> <p>・単元を通して、子どもたち一人ひとりが大切な存在であることを伝え、権利が守られていない時にはどのように助けを求めればよいか理解させることを念頭におく。</p>		

(作成：清水一希、西岡加名恵)

<参考>

本指導案で提案している第2時の授業では、子どもの権利を「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」に分類するワークを取り入れています。この4つの分類はかつて用いられたものであり、現在のユニセフでは、次の「4つの原則」が採用されています。

- 差別の禁止（差別のないこと）
- 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）
- 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）
- 子どもの意見の尊重（子どもが意味のある参加ができること）」

この「4つの原則」は、「こども基本法」にも取り入れられています。下記のサイトもご参照ください。

■ユニセフ「子どもの権利条約の考え方」

<https://www.unicef.or.jp/crc/principles/>

■ユニセフ「子どもの権利条約カードブック」

<https://www.unicef.or.jp/crc/tools/>

■こども家庭庁「こども基本法」

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-kihon>

*上記の情報については、ユニセフ様よりご提供いただきました。ここに記して感謝いたします。